

行政文書一部公開決定通知書

5市室秘第14号
令和5年5月12日名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聰 様

実施機関

名古屋市長 河村たかし



令和5年3月30日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	別紙1のとおり				
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和5年5月12日 以降	午前 時 午後		
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）			
行政文書の公開の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴				
行政文書の一部を公開しない理由	別紙2のとおり				
備 考	<決定を行った所管課・公所> 市長室秘書課 TEL 052-972-3053				

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

行政文書の名称：市長室秘書課が2023/3/1-3/7に送信した電子メール（電磁的記録希望）

- (1) 【2月】安全衛生委員会 開催状況月例報告書
- (2) 【3月1日（水）期限】大規模災害時用FAQ（チャットボット）の再確認について（照会）
- (3) 市政功労者クラブ総会 資料および様式の送付について
- (4) 令和5年度刊行物作成計画等について（照会）
- (5) 【ご依頼：3/6（月）まで】令和5年度からの会計年度任用職員の職の早見表について（ご確認依頼）※一部内容取扱注意
- (6) 【ご依頼・3/3〆】新規採用者配属予定先について（行政職事務）
- (7) 事務連絡（3月随時改定について）
- (8) 令和5年度定数外申請に係る確認依頼について
- (9) 「名古屋市大規模災害時受援計画」及び「名古屋市大規模災害時オープンスペース利用計画」の改定について（照会）
- (10) 【3月7日締切】想定し得る最大規模の風水害に係る対応方針（骨子案）について（依頼）
- (11) 【3月8日期限】「立ち直り支援ハンドブック」の内容確認について
- (12) 【照会①：0317〆】子どもの社会参画の取り組みの実施状況の報告
- (13) 【3月15日期限】係長昇任研修（2年目）に係る選択コースの希望調査について（照会）
- (14) 傷病状況報告書について
- (15) 【3/9〆】災害時における通信サービス等の利用状況に関する調査について
- (16) 再【3/8〆】防災関係の計画・マニュアル一覧表の作成について
- (17) 【3/6（月）〆】令和4年度未退職者にかかる発令事項の最終確認について（依頼）
- (18) 【3/8AM〆】課長級以下の再就職先の確認について
- (19) 異動通報書の提出について
- (20) 【3月17日（金）〆】通勤方法の確認について
- (21) 【3月22日（水）〆】通勤方法の確認について
- (22) 【R5.4.17〆切】地方自治関係功労者に係る令和6年春叙勲の潜在候補者に関する調査について【照会・秘書課】
- (23) 地方自治関係功労者に係る令和6年春叙勲の潜在候補者に関する調査について【照会・秘書課】
- (24) 【名古屋市回答】【叙勲担当者様・依頼3/7（火）期限】令和5年秋の地方自治功労叙勲候補者に係る一件書類の作成について①
- (25) 【名古屋市回答】【重要：3/8正午期限叙勲担当者様】位記・勲記・勲章の伝達式について（通知）
- (26) 【杉野副市長回答】【3月例会連絡】一八会3月例会を開催いたします

行政文書の一部を公開しない理由

- (1) 別紙1に掲げる文書中、名古屋市職員個人のメールアドレスについては、これを公にすることにより、職務とは関係のない電子メールやウイルスメール等望まない電子メールが大量に届き、また、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあり、名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号に該当するため、非該当とします。
- (2) 別紙1に掲げる文書のうち、(3)については、相手方のメールアドレス、役員の印影が記載されており、これらは特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであり、名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号に該当するため、非公開とします。
- (3) 別紙1に掲げる文書のうち、(13)については、育児休業を取得する職員の氏名が記載されており、これらは特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであり、名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号に該当するため、非公開とします。
- (4) 別紙1に掲げる文書のうち、(19)については、退職、育児休業、部分休業、産前産後休業等の職員の氏名及び職員番号が記載されており、これらは特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであり、名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号に該当するため、非公開とします。
- (5) 別紙1に掲げる文書のうち、(21)については、会計年度任用職員の氏名、職員番号、全日勤務しない月の有無、通勤方法やその他通勤に関する情報が記載されており、これらは特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであり、名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号に該当するため、非公開とします。
- (6) 別紙1に掲げる文書のうち、(22)、(23)、(24)については、栄典事務に係る候補者の審査基準にかかる情報が記載されており、これらは国、県及び市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号に該当するため、非公開とします。
- (7) 別紙1に掲げる文書のうち、(24)については、栄典事務に係る候補者の直近の推薦年次、推薦順位が記載されており、これらは国、県及び市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号に該当するため、非公開とします。
- (8) 別紙1に掲げる文書のうち、(24)については、栄典事務に係る候補者の本籍、住所、本籍コード、現住所コード、氏名、性別、生年月日、主要経歴コード、経歴、経歴の有無に関する情報、賞罰、所属党派、功績、団体名称・法的根拠・役職員名・事業内容・変遷・調査年月日、会社名称・設立年月日・事業内容、刑罰の有無、破産宣告又は破産手続開始決定の有無、刑罰等調書の発行自治体名、住民票の写しに記載された事項（様式の全面に記載された発行自治体名を含む。）、戸籍個人事項証明書に記載された事項（様式の全面に記載された発行自治体名を含む。）、戸籍個人

事項証明書に記載された事項の有無に関する情報、受章意思、取下げ等経緯、栄典の受章環境について検討を要する事案の概要が記載（当該情報が記載されているか否かを答えるだけで、当該情報を公開することとなるものを含む。）されており、これらは特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと認められるものであり、名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号に該当するため、非公開とします。